

# 再入学

再入学とは、過去に本学通信教育部 正科課程に在籍し、退学により学籍を失った方が、再び同じ学部・学科で学修するための入学制度です。卒業した方が再度入学する場合は、3年次編入学になります。免許コース(学籍番号頭文字がF・M)、資格コース(学籍番号頭文字がP・N)、科目等履修の方は再入学の対象にはなりません。

再入学できる期間は、退学により失籍した後、4年以内となります。失籍した次年度より再入学は可能ですが、その場合失籍日が12月以前の方のみが対象となります。3月末日で在籍期間満了により退学となった方は、次年度より再入学が可能です。

## 〈2022年度再入学対象者〉

2018年4月1日～2021年12月31日までの期間に失籍した方、または、2022年3月31日で在籍期間が満了となる方

※教育学部教育学科「社会教育主事任用資格コース」に在学されていた方は、社会教育主事任用資格コースの廃止に伴い、教育学部教育学科「教育学コース」への再入学になります。

※教育学部教育学科「日本語教員養成コース」に在学されていた方で、日本語教員資格の取得を希望される方は、文学部人間学科に1年次入学または3年次編入学をしていただく必要があります。また、教育学部教育学科「日本語教員養成コース」を希望されない方は、教育学部教育学科「教育学コース」に再入学が可能です。一部の専門科目については、単位認定されない場合があります。

※教育学部児童教育学科の「小学校コース」「幼稚園コース」に在学されていた方は、児童教育学科「児童教育免許コース」または「児童教育教養コース」のいずれかを選択していただくことになります。児童教育学科の専門科目については、在籍時のカリキュラムや適用される教員免許法によっては、単位認定されない場合があります。

## 再入学と編入学の違い

再入学 … 退学により失籍した学籍と同じ学部・学科への入学になります。入学審査の際に単位認定(単位換算)が行われ、認定単位数により再入学年次が決定されます(63ページ参照)。

編入学 … 退学・除籍の時点で、2年以上在学し、62単位以上修得されている場合に3年次編入学ができます(認定単位数は62単位)。詳細は32ページを参照してください。

在学期間が2年未満または修得単位が62単位未満の方は、1年次入学になります。詳細は、28ページを参照してください。

### 「再入学」出願資格確認のためのフローチャート

①過去に、本学通信教育部 正科課程に在籍していたことがある

はい  いいえ → 再入学はできません。1年次入学または3年次編入学になります。



②同一学部・学科への入学を希望する

はい  いいえ → 再入学はできません。1年次入学または3年次編入学になります。



③失籍後、3ヶ月以上4年以内である

はい  いいえ → 再入学はできません。1年次入学または3年次編入学になります。  
※ただし、在籍期間満了で退学になる場合は、失籍の次年度に再入学できます。



④在籍当時の在学期間(休学期間・未納期間を除く)が1年以上で、認定単位数が4単位以上である

はい  いいえ → 再入学はできません。1年次入学となります。



**再入学の出願ができます**

※ 児童教育学科 児童教育免許コース(2～4年次)への再入学を希望する方の入学審査(小論文審査等)は、児童教育学科 児童教育免許コース3年次編入学に準じます。

## 再入学年次について

再入学年次は、在籍当時の修得単位数ではなく、入学審査の際の認定単位数に基づいて決まります。認定単位数が4単位未満の場合は、再入学はできません。

### 再入学年次

再入学年次	在籍当時の在学年数	認定単位数	備考
2年次	1年以上	認定単位数が4単位以上 44単位未満	認定単位数が4単位未満の場合は再入学はできません。 その際は入学係より連絡いたします。
3年次	2年以上	認定単位数が44単位以上 84単位未満	
4年次	3年以上	認定単位数が84単位以上	

※失籍時に、学修途中だった科目(単位認定されていない科目)や単位修得していない科目は、認定科目の対象となりません。  
また、カリキュラムの変更により、既修得単位として認定できない科目があります。

## 再入学の修業年限・在籍期間

再入学の標準修業年限と在籍期間は、下記のとおりです。

※「標準修業年限」とは、学業修了(卒業)までに必要な最短の年数を示します。

※「在籍期間」とは、大学に在籍することのできる最長の年数を示します。

再入学年次	標準修業年限	在籍期間
2年次再入学	3年間	11年間
3年次再入学	2年間	10年間
4年次再入学	1年間	9年間

※「在籍期間」には休学期間が含まれます。

## 再入学諸経費

再入学出願の際にかかる諸経費は、下記のとおりです。

学部・学科・コース	選考料	入学金	教育費
経済学部経済学科 経済学コース	9,000円	免除	85,000円(分割可) 42,500円×2回
法学部法律学科 法律学コース			
文学部人間学科 人間学コース			
教育学部教育学科 教育学コース	14,000円		89,000円(分割可) 44,500円×2回
教育学部児童教育学科 児童教育教養コース			
教育学部児童教育学科 児童教育免許コース			

※選考料の納入は、入学出願書類の発送前にお支払いください。

※教育費(一括支払または分割支払1回目)の納入は、「合格通知書」と一緒に送付される「教育費払込票」をご利用ください。

※教育費の分割払いを希望した場合、2回目の納入は、送付される「学費振込依頼書」もしくは「通教学生ポータルサイト」よりお手続きください。2回目のお支払期限は9月末日です。

# 再入学の出願に必要な書類

## ▶ 出願書類について

再入学の出願は、通常の入学出願と同様に<sup>出願サイト</sup>より行います(15ページ以降参照)。再入学の出願の際に必要な書類は、下記のとおりです。

提出書類		提出が必要な方
本学所定 書類	「出願確認票」	志願者全員
	「提出書類チェックシート」	
	「学力に関する証明書」	児童教育学科児童教育免許コース 再入学希望の方
	「正科生教職課程調査書」	
	「小論文用紙」	

## [対象者のみ提出]

提出書類	提出が必要な方
「戸籍抄本(原本)」(改姓・改名を証明できる住民票も可)	上表の提出する証明書の氏名と現在の氏名とが異なる方 本学在籍当時の氏名と現在の氏名が異なる方
「住民票(国籍と在留資格が明記された原本)」	外国籍の方
有効期限内の「パスポート(写真掲載面)の写し」	海外在住者
介護等体験免除を証明する書類(下記のいずれかに該当するもの) 1. 「介護等体験証明書(写し)」 2. 「教員免許状(写し)」 3. 「当該資格・免許の「授与証明書」または「免許原本(写し)」	児童教育学科 児童教育免許コース再入学希望で介護等体験が免除となる方(下記のいずれかに該当する方) 1. 介護等体験証明書を所有の方 2. 小学校又は中学校教諭の普通免許状を所有の方 3. 「小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第3条」の資格・免許を所有する方

## 「学力に関する証明書」について

大学、短大に在籍されていた方は、「学力に関する証明書」の提出が必要です。出身大学(短大)へ申請し、お手配ください。「教員免許法上の単位証明」の記載があれば出身大学の様式で結構です。様式例は、創価大学通信教育部ホームページ(<https://www.soka.ac.jp/tukyo/admission/web-entry/>)でご確認ください。なお、「学力に関する証明書」は、新法(2016年改正法)でご提出ください。

※複数の大学、短大、学科等に在籍していた方は、在籍したすべての学籍について「学力に関する証明書」が必要です。